

2 宿泊業の推計方法の改善に向けて ～来阪外国人数の増加を背景に～

要約

ここでは、年々増加している来阪外国人が大阪府経済、特に宿泊業への程度、影響を与えているのかを考察する中で見えてきた宿泊業の推計方法の改善に向けて府民経済計算の数値を用いて検討した。その結果は以下のとおり。

- 「延べ宿泊者数」、「利用客室数」、「客室稼働率」から算出した分割比率を用いることで、より実態に近い値となる。
- 宿泊形態の変化（民泊）をどのように取り扱うかなど推計方法の検討が必要である。

1 はじめに

訪日外国人数は、平成 24 年までは年間 800 万人～900 万人で推移していましたが、平成 25 年以降、段階的に行われた中国や東南アジア諸国に対するビザ発給要件緩和や LCC（Low Cost Carrier：格安航空会社）の就航・便数増加に伴い、訪日外国人数は年々増加し、平成 30 年には 3,000 万人を突破するまでになりました[図表 2-2-1]。

大阪府を訪れる外国人数についても年々増加しており、平成 27 年には関西国際空港から入国する外国人数が 1,000 万人を突破し、第 2 ターミナルビルの拡張工事が開始されるなどしました。

増加している訪日外国人の訪日目的は、日本食やショッピングなどが上位にありますが、自然・景勝地観光や歴史・文化体験を目的とする訪日外国人も少なくはありません¹。我が国日本には、令和元年 7 月に世界文化遺産に登録された「百舌鳥・古市古墳群」を始め世界文化遺産が 18 件、鹿児島県の「屋久島」をはじめとする世界自然遺産が 4 件あるため、日本各地の世界遺産を見学し精神的な豊かさを求める訪日外国人が増えているのではないかと考えられます。

訪日外国人の増加に伴い、宿泊施設の利用が増えるため客室不足になるのではないかとされています[図表 2-2-2]。みずほ総合研究所は、一定条件の下では 2020 年には 11 都府県で既存客室数が不足し、その解消のために約 5,700 億円の新規ホテル投資が必要になると平成 27 年に発表しています²。令和元年に開催されたラグビーワールドカップの際にもホテル不足が報じられ、その解消をすべく各地でホテルの建設ラッシュが始まりました³。こうしたホテル不足から民泊と呼ばれる宿泊施設の利用者も増加しました。大阪府では平成 27 年 11 月に「大阪府国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例」を制定し、宿泊施設不足に対応しています。なお大阪市では、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業認定施設として 3,115 施設（令和元年 10 月 31 日時点）が登録されています⁴。

上述した内容に加え、訪日外国人の旅行支出内訳を費目別に見ると、「買物代」が約 35%と最も多く、次いで「宿泊費」が約 30%を占めており¹、来阪外国人の増加に伴う大阪府経済への影響を経済活動別に考えた場合、宿泊業への影響が高いのではないかと推測されます。

そこで本稿では、来阪外国人数の増加によって宿泊業にどの程度、影響を与えているのかを平

¹ 国土交通省観光庁『訪日外国人の消費動向（訪日外国人消費動向調査結果及び分析） 2018 年 年次報告書』

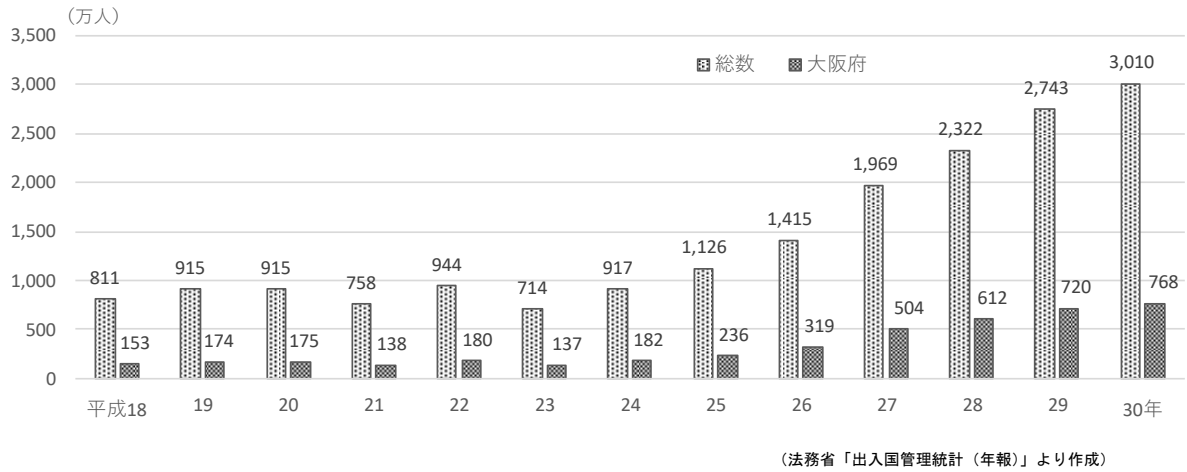
² みずほ総合研究所『インバウンド観光と宿泊施設不足』

³ 産経ニュース（<https://www.sankei.com/region/news/150304/rgn1503040052-n1.html>）

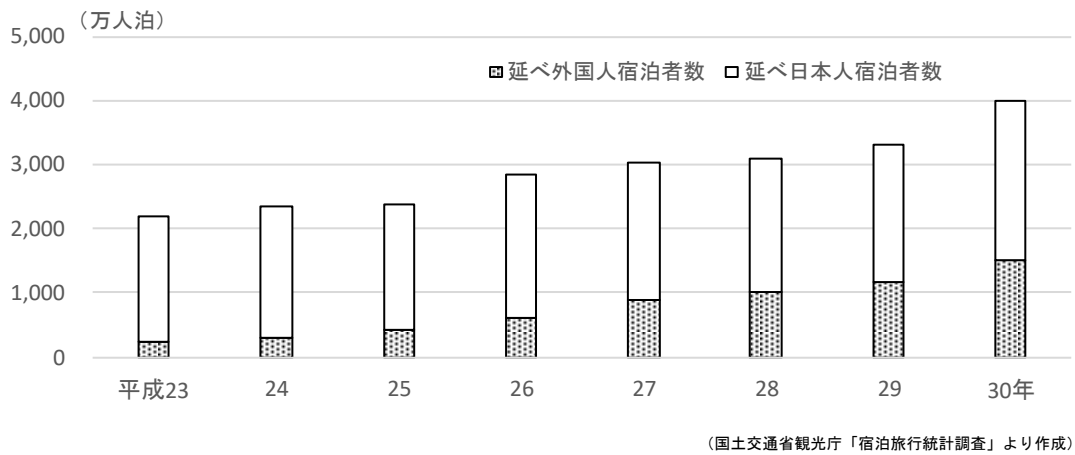
⁴ 大阪市「民泊」施設の提供及び利用について『特区民泊施設一覧（令和元年 10 月 31 日現在）』

成 29 年度府民経済計算を用いて考察します。

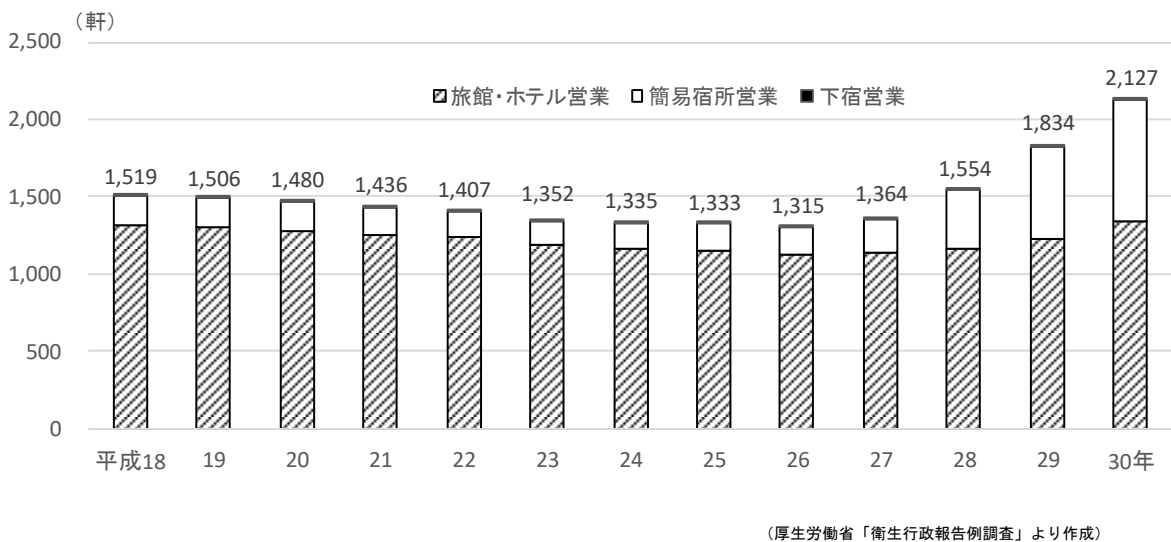
図表 2-2-1 訪日外国人数（大阪府及び総数）の推移



図表 2-2-2 大阪府における延べ宿泊者数の推移



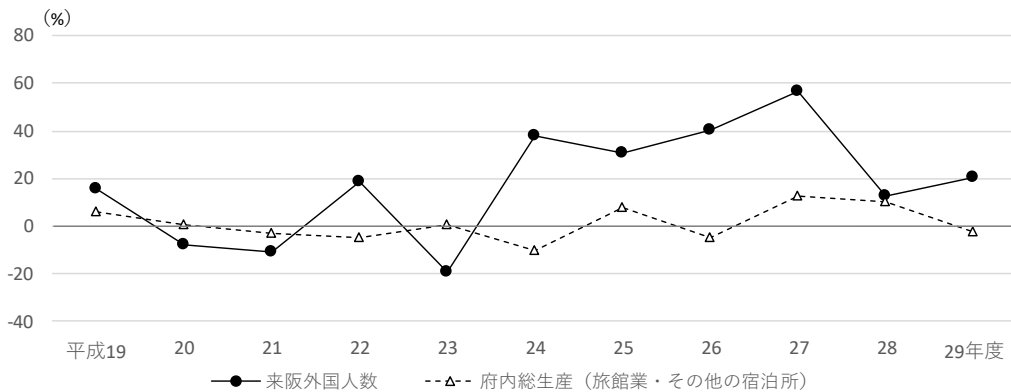
図表 2-2-3 大阪府における宿泊施設タイプ別施設数の推移



2 府民経済計算における宿泊業の現状

大阪府民経済計算における「生産系列－宿泊・飲食サービス業」のうち、宿泊業に相当する「旅館・その他の宿泊所」の府内総生産の推移については、図表2-2-4に示したように平成24年度にかけて下降傾向にあり、その後上昇傾向にあります。しかしながら、図表2-2-1の来阪外国人数の増加率と比べると伸び幅が小さいことがわかります。

図表2-2-4 来阪外国人数と府内総生産（旅館・その他の宿泊所）の推移（増加率）



(国土交通省観光庁「宿泊旅行統計調査」、府民経済計算の内部資料より作成)

では、なぜ来阪外国人が増え宿泊施設の利用が顕著に増えているにも関わらず、府民経済計算の中では大きな変化がないのでしょうか。まずは「旅館・その他の宿泊所」の推計方法について確認します。

図表2-2-5のとおり、府民経済計算では、経済センサスの「従業者数」に毎月勤労統計の「一人当たり現金給与」を乗じた値の対全国比として算出した分割比率を用いて、年度変換した全国値を按分する方式で、売上高に近い概念である産出額を推計しています。また、付加価値ベースの府内総生産は、産出額に全国の中間投入比率を乗じて算出した中間投入額を産出額から控除することで算出しています。

既述のとおり、現行の推計方法では、来阪外国人数の増加が大阪府の宿泊業に与える影響を十分に捉えられていない可能性があります。そこで、以降では、現行の推計方法を、より実態に則した形で推計出来ないか検討します。

図表2-2-5 旅館・その他の宿泊所の推計方法

産出額	全国値 × 年度転換比率 × 分割比率		
	年度転換比率	「第3次産業活動指数」（経済産業省）より、『宿泊業』の「年度指数 / 暦年指数」を算出	
	分割比率	従業者数 × 一人当たり現金給与の自県分の対全国比	
		従業者数	「経済センサス - 基礎調査」（総務省）より、中分類「75 宿泊業」（小分類「750 管理、補助的経済活動を行う事業所」及び「75A 会社・団体の宿泊所」を除く）の従業者数
	一人当たり現金給与	「毎月勤労統計」（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与のサービス業計（「L 学術研究、専門・技術サービス業」、「M 宿泊業、飲食サービス業」、「N 生活関連サービス業、娯楽業」、「O 教育、学習支援業」、「P 医療、福祉」、「Q 複合サービス事業」、「R サービス業（他に分類されないもの）」を、常用労働者数で加重平均して算出	
中間投入	全国値の中間投入比率を準用		

(内閣府『県民経済計算推計方法ガイドライン（2019年10月1日更新） - 第一部 生産系列』より抜粋)

3 推計方法の検討

宿泊業の府内総生産推計にあたり、大阪府内で宿泊業を営む全ての事業所の経理情報を積み上げて推計できればよいのですが、データの収集は容易ではありません。そこで、ここでは、図表2-2-5の推計方法のうち分割比率に課題があると考え、現行の分割比率より実態を表す指標がないか検討します。

本稿での検討内容としては、全国値を按分する指標について衛生行政報告例（厚生労働省）の「宿泊施設数」、宿泊旅行統計（国土交通省観光庁）の「延べ宿泊者数」、「利用客室数」、「客室稼働率」を利用し、3つの案で検討することとします。

3.1 分割比率の算出方法

「宿泊施設数」、「延べ宿泊者数」、「利用客室数」、「客室稼働率」を用いた分割比率をそれぞれ以下の式で算出します。なお、現行の分割比率と比較するため、年度値で算出します。

$$\text{分割比率(宿泊施設数)} = \frac{\text{宿泊施設数(大阪府)}}{\text{宿泊施設数(全国)}}$$

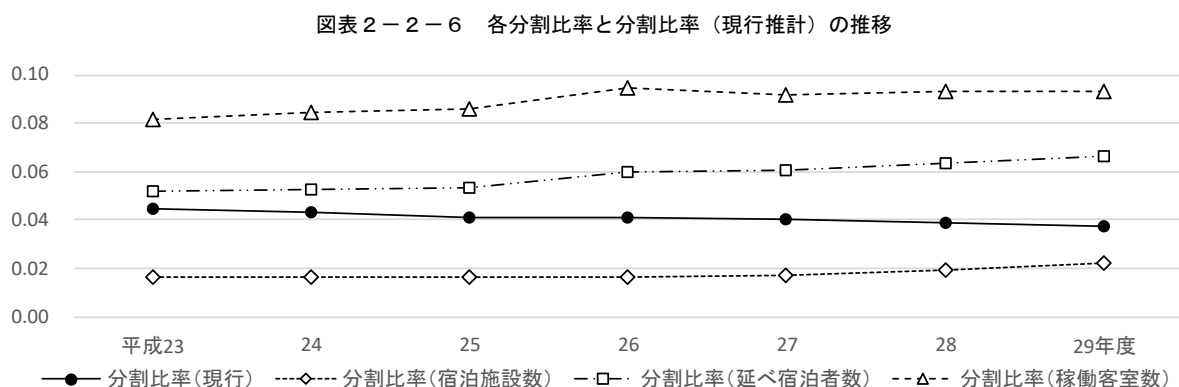
※宿泊施設：「旅館・ホテル営業」・「簡易宿所営業」・「下宿営業」を行っている施設

$$\text{分割比率(延べ宿泊者数)} = \frac{\text{延べ宿泊者数(大阪府)}}{\text{延べ宿泊者数(全国)}}$$

$$\text{分割比率(稼働客室数)} = \frac{\text{利用客室数} \times \text{客室稼働率(大阪府)}}{\text{利用客室数} \times \text{客室稼働率(全国)}}$$

3.2 検討結果の比較

各分割比率の算出結果と、現行の推計で用いている分割比率との比較について図表2-2-6にまとめました。



図表2-2-6からも読み取れるように、現行推計で用いている分割比率は年々下降傾向にあります。これは、分割比率算出に用いている経済センサスの「従業者数」は、全国的に減少傾向にあるものの大阪府の減少幅が全国と比較して大きいことが影響しています。今後、宿泊施設数の増加に伴い従業者数が増加した場合、その増加幅が全国より大きくなれば、分割比率も上昇傾向になる可能性があります。

「宿泊施設数」で算出した分割比率をみると、全体的になだらかではありますが、平成 24 年以降上昇傾向にあります。しかしながら、この分割比率では、宿泊施設数の推移のみを対象とした比率のため、各宿泊施設における宿泊者数についてなど考慮出来ていない点に注意が必要です。

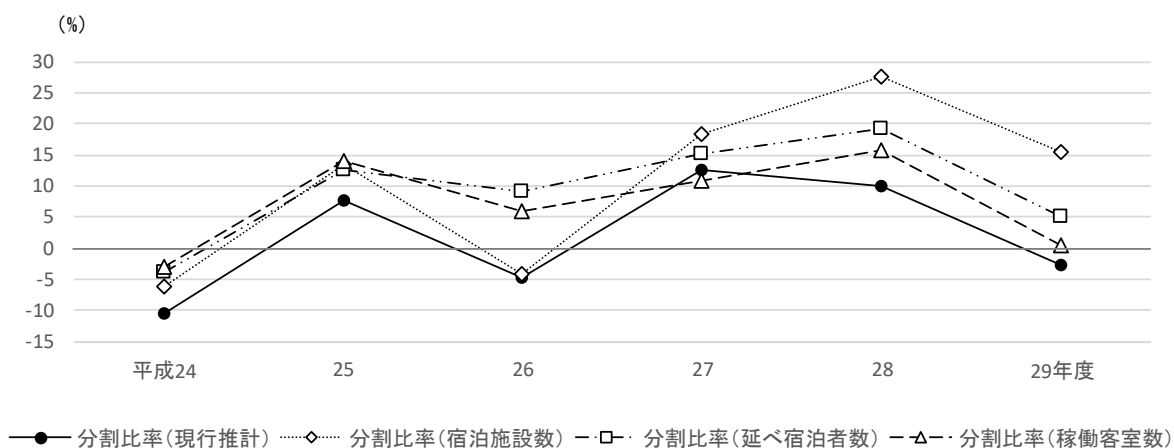
次に「延べ宿泊者数」で算出した分割比率をみると、全体的に上昇傾向にあります。「延べ宿泊者数」の推移を対象としているため、訪日外国人の増加に対して直接影響するような指標となり、現行推計で用いている分割比率よりも実態に近い値になるのではないかと考えられます。しかしながら、この分割比率については、全ての宿泊者が同じ金額で宿泊したと仮定している点に注意が必要です。

最後に「利用客室数」と「客室稼働率」から算出した分割比率をみると、平成 26 年に急激に伸びているものの全体的に横ばいとなっています。比率算出のために、「利用客室数」「客室稼働率」を利用しているため、「宿泊施設数」の増減による影響、「宿泊者数」の増減による影響については考慮出来ており来阪外国人の増加に対しても影響するような指標となっております。また、現行推計の分割比率と比較しても影響を受けていることが明らかのため、より実態に近い値を推計できるのではないかと考えられます。しかしながら、この分割比率については、全ての客室が同じ金額であると仮定している点に注意が必要です。

全ての分割比率に関係することとして、近年増加しております新たな宿泊形態である「民泊」については実態を捉えられていないため考慮出来ていません。なお、国民経済計算では次回基準改定時に、「経済活動の適切な把握に向けた推計方法の改善」として「住宅宿泊事業の反映」を行うと公表しました⁵。

図表 2-2-7 は各分割比率を用いて、「旅館・その他の宿泊所」の府内総生産（増加率）を試算した結果です。

図表 2-2-7 各分割比率を用いたときの「旅館・その他の宿泊所」の府内総生産（増加率）の推移



各分割比率で算出した「旅館・その他の宿泊所」の府内総生産における増加率をみると、分割比率（宿泊施設数）は平成 26 年まで浮き沈みがあり、平成 28 年まで増加傾向にあります。分割比率（延べ宿泊者数）、分割比率（稼働客室数）は、平成 24 年以降一貫して増加傾向があり、来阪外国人数の増加による影響を受けていると言えます。

⁵ 内閣府 第 18 回国民経済計算体系的整備部会（総務省）『(資料 3) 国民経済計算の次回基準改定について』

4 まとめ

本稿では、来阪外国人の増加を背景に宿泊業の推計方法の改善について検討しました。

「宿泊施設数」、「延べ宿泊者数」、「利用客室数」、「客室稼働率」を利用して分割比率の検討を行った結果、「延べ宿泊者数」、「利用客室数」、「客室稼働率」で算出した分割比率が現行推計で用いている分割比率と比較して、来阪外国人の増加の影響を受けていることが判明しました。このことから、より実態に近い形の推計を行うためには、今回試算したような分割比率の検討はもちろんのことながら、宿泊形態の変化（民泊）をどのように取り扱うかなど推計方法の検討が必要であると考えられます。